

法第 4 0 条、岐阜県建築基準条例第 2 1、2 2 条（木造の共同住宅及び長屋）

混構造の共同住宅の出入口と道路の関係

主要構造部が木造と非木造の混構造である共同住宅は、条例第 2 1 条の適用がないものとする。